

# 障害福祉サービス利用までの流れ【その1 相談～利用申請】

## こんなことで困っています



でもどうしたらよいかわからない  
そんな時は・・・

## 相談してみましよう

相談支援事業所では、対象者の相談内容に応じて

福祉サービスの紹介

事業所見学や  
サービス体験利用の調整

各種制度などの  
情報提供

就労に向けた支援

などを行います。

福祉サービスを利用したいと  
思ったら・・・

## 利用申請の手続きをしましょう

一人ひとりのご希望に合った支援をご本人、ご家族、関係者と一緒に考えていきます。

## 【その2 利用申請～利用契約】

### 利用申請

障害福祉サービスの利用を希望される場合は、申請書に記入し、魚沼市役所の窓口へ提出します。

自立支援給付  
～18歳以上の場合～

自立支援給付  
～18歳未満の場合～

地域生活支援事業

#### 認定調査

・ご本人の心身の状況  
・社会参加の状況 など  
現在の生活状況に関する調査を行います。

#### 概況調査

・ご本人の心身の状況  
・介護者の状況  
・社会参加の状況 など  
現在の生活状況に関する調査を行います。  
児童相談所への意見聴取を行うこともあります。

#### 聴き取り調査

・ご本人の心身の状況  
・社会参加の状況 など  
現在の生活状況に関する調査を行います。

#### 審査会（介護給付）

調査内容と「医師意見書」をもとに、魚沼市の審査会で話し合われます。

障害支援区分認定（区分1～6）

障害支援区分認定（区分1～3）

#### サービス等利用計画案の作成（指定特定相談支援事業所）

障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するすべての利用者に対し、サービス利用者の課題解決や適切なサービス利用を支援するために作成されます。

#### 支給決定、受給者証交付（魚沼市、その他市町村）

障害支援区分とご本人の意向をもとに、サービス内容と支給量（日数、時間）が記載された「受給者証」がご本人のもとへ届きます。

#### サービス担当者会議、サービス等利用計画の作成（指定特定相談支援事業所）

サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用するサービス等利用計画を作成

#### 障害福祉サービス提供事業所との利用契約

ご本人が選択した障害福祉サービス提供事業所とサービスの利用契約を結びます。

#### モニタリング（指定特定相談支援事業所）

一定期間ごとにサービスの利用状況を確認し、計画の見直しを行います。

#### ※サービス内容の変更、更新について

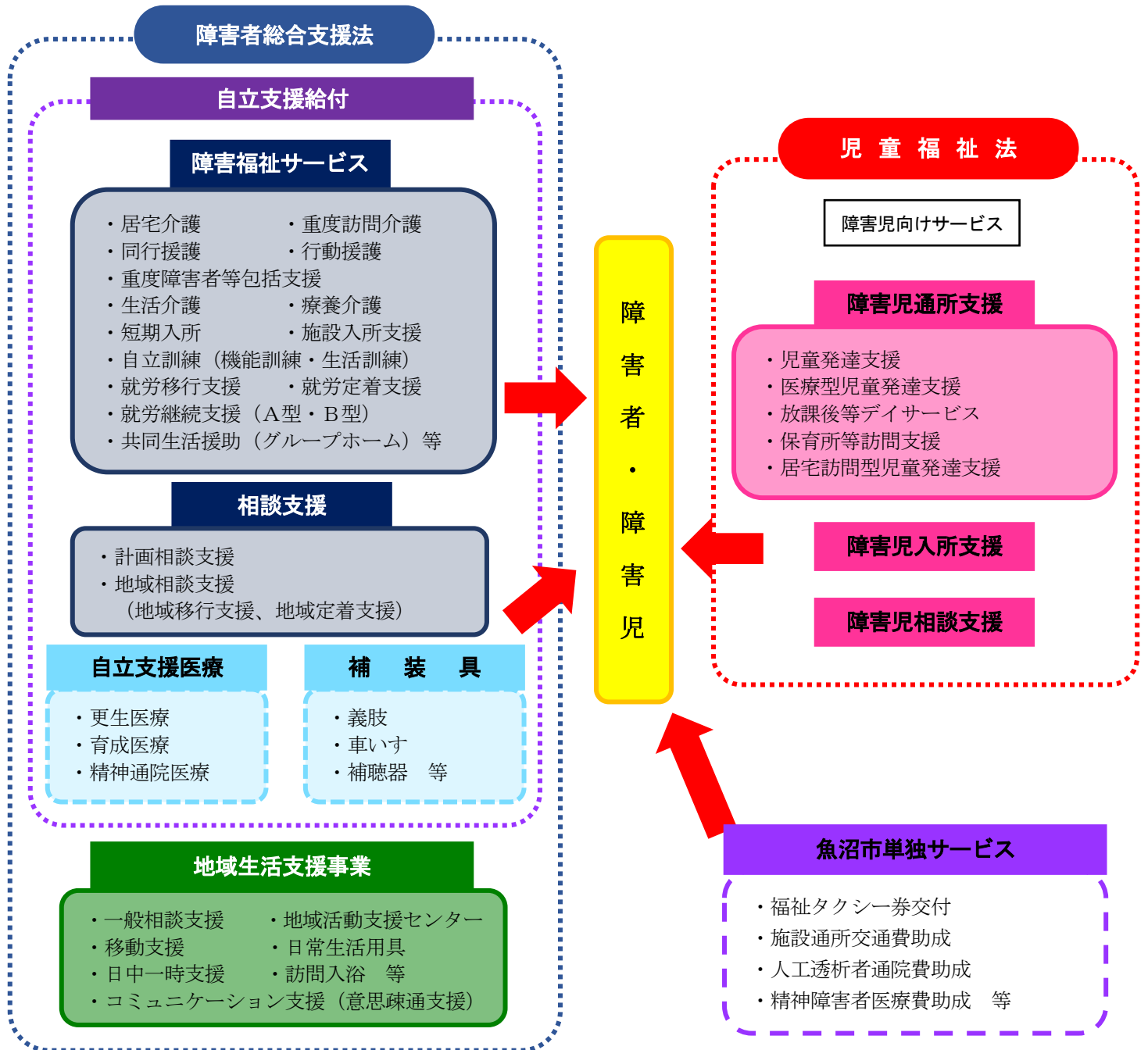
身体の具合や生活環境が変わった場合には、サービス内容の変更を行うこともできます。  
「受給者証」には有効期限があり、期限前にサービス内容の見直しを行います。

#### ※調査について

各調査は、魚沼市の職員や相談支援事業所の専門の相談員が行います。

# 【 総合的な自立支援システム 】

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムは、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村が利用者や地域の実情に応じて柔軟に実施する「地域生活支援事業」で構成されています。自立支援給付には、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具の給付が含まれます。



第4期魚沼市障害福祉計画より引用

## 【 障害福祉サービス体系 】

### 介護給付

介護給付とは日常生活上必要な介護支援で、居宅介護や施設における生活介護などがあります。

サービス名	サービス内容	対象者	市内実施事業所
居宅介護	<b>居宅</b> ヘルパーが自宅を訪問し、入浴介護や食事の用意等身の回りの支援を行います。	障害支援区分1以上	障害児者生活支援センターかけはし 魚沼社協訪問介護事業所 桜の園
		身 知 精 児	
重度訪問介護	<b>居宅</b> ヘルパーが、身体の重い障害（重度の肢体不自由、重度の知的障害もしくは精神障害）により常に介護を必要とする方の自宅を訪問し、日常生活や外出時における移動などの支援を総合的に行います。	障害支援区分4以上	障害児者生活支援センターかけはし 桜の園
		身 知 精	
同行援護	<b>居宅</b> 視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供や、外出時の支援を行います。	身	障害児者生活支援センターかけはし
行動援護		障害支援区分3以上	障害児者生活支援センターかけはし

	<p><b>居宅</b></p> <p>判断能力等に重い障害のある方が、外出時等安心して活動できるように必要な支援を行います。</p>	<p><b>知 精 児</b></p>	
<p>重度障害者等 包括支援</p>	<p><b>居宅 日中 夜間</b></p> <p>常時介護を要する障害者に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。</p>	<p>障害支援区分6</p> <p><b>身 知 精 児</b></p>	
サービス名	サービス内容	対象者	市内実施事業所
<p>短期入所 (ショートステイ)</p>	<p><b>居宅</b></p> <p>家族に用事があるときなど、施設に短期間宿泊させ、日常生活上必要な支援を行います。</p>	<p>障害支援区分1以上</p> <p><b>身 知 精 児</b></p>	<p>魚沼更生園 やまのて 魚沼学園 GHまたたび 六花園 やいろの里 HAPPY あおぞら よつば</p>
<p>療養介護</p>	<p><b>日中</b></p> <p>医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理等を含め日常生活上必要な支援を行います。</p>	<p>・ALS患者【区分6】 ・筋ジストロフィーまたは重症心身障害者【区分5】</p> <p><b>身</b></p>	

		知 精	
障害者支援施設での 夜間ケア等 (施設入所支援)	<b>夜間</b> 施設に入所する方に、夜間や休日、日常生活上必要な支援を行います。	・生活介護利用者のうち、障害支援区分4～6 (50歳以上は区分3以上)	魚沼更生園 六花園 やいろの里
		身 知 精	

※ 「介護給付」の各サービスは使えない場合があります。詳しくは実施事業所または魚沼市福祉支援課にお問い合わせください。

## 訓練等給付

訓練等給付とは障害者が地域で生活を行うために提供される訓練的支援で、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などがあります。

サービス名	サービス内容	対象者	市内実施事業所
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。		
機能訓練	<b>日中</b> 理学療法や作業療法などのリハビリテーション等を行い、身体機能の維持・向上を図ります。	身	まちトレ魚沼

サービス名	サービス内容	対象者	市内実施事業所
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。		
A型（雇成型）	<b>日中</b> 雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。	通常の雇用が困難な障害者のうち、就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能な障害者	魚沼わさび苑
B型	<b>日中</b> 通所により就労や生産活動の機会を提供し、雇用への移行支援等のサービスを行います。	就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される障害者	堀之内工芸 湯之谷工芸 ひろかみ工芸 またたびの家 わかあゆ社 なないろ
共同生活援助 (グループホーム)	<b>夜間</b> 夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴介護や食事の用意等身の回りの支援を行います。	<b>身 知 精</b>	そよかぜ おおぞら ふきのとう どんぐり あおば やまのて GHまたたび HAPPY よつば あおぞら れんれん処 ゆうゆう処 そよそよ処(6月～)

※ 「訓練等給付」の各サービスは使えない場合があります。詳しくは実施事業所または魚沼市福祉支援課にお問い合わせください。

### 地域相談支援給付

サービス名	サービス内容	対象者	市内実施事業所
地域移行支援	地域生活の準備のための外出への同行支援、入居支援等を行います。	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している障害者	うおぬま相談支援センター
地域定着支援	単身で生活する障害者に対して、24時間の相談支援体制を確保し、緊急の事態等において相談に応じます。	居宅において単身で生活する障害者	うおぬま相談支援センター

### 計画相談支援給付

サービス名	サービス内容	対象者	市内実施事業所
特定相談	障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにサービスの利用状況を確認し、計画の見直し(モニタリング)を行います。	<div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="background-color: #a0a0c0; padding: 2px 5px;">身</div> <div style="background-color: #ffff00; padding: 2px 5px;">知</div> <div style="background-color: #008000; padding: 2px 5px;">精</div> <div style="background-color: #ff69b4; padding: 2px 5px;">児</div> </div>	うおぬま相談支援センター なないろ



障害児相談	通所サービスを利用する障害児に対して、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにサービスの利用状況を確認し、計画の見直し(モニタリング)を行います。	児	うおぬま相談支援センター
-------	---	---	--------------

## 障害児支援

サービス名	サービス内容	対象者	市内実施事業所
障害児通所支援			
児童発達支援	<p><b>日中</b></p> <p>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。</p>	児	ケアステーション魚沼 共生ふれんど魚沼

	<p><b>日中</b></p> <p>保育所等の児童が集団生活を営む施設に通う障害のある児童に対し、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。</p>	<p><b>児</b></p>	
--	--	-----------------	--

サービス名	サービス内容	対象者	市内実施事業所
障害児入所支援			
福祉型障害児入所施設	<p><b>夜間</b></p> <p>障害のある児童に対し、入所により日常生活の指導及び自立のために必要な支援を行います。</p>	<p><b>児</b></p>	魚沼学園
医療型障害児入所施設	<p><b>夜間</b></p> <p>肢体不自由のある児童又は重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童（重症心身障害児）に対し、入所または入院により治療、日常生活の指導及び自立のために必要な支援を行います。</p>	<p><b>児</b></p>	
指定医療機関			

【表の見方】

「サービス内容」

**居宅**

居宅における生活支援のサービス

**日中**

医療機関や施設において、日中活動を支援するためのサービス

**夜間**

夜間の居住を支援するためのサービス

「対象者」

身 身体障害者
 知 知的障害者
 精 精神障害者
 児 障害児

対象者は現在の制度に基づいて記載しています。受け入れ可能な障害種別は事業所によって異なります。  
 また、平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービスや相談支援を利用できるようになりました。詳しくは実施事業所または魚沼市福祉支援課にご相談ください。

※ 「介護給付」「訓練等給付」「地域相談支援給付」「計画相談支援給付」「障害児支援」の「市内実施事業所」は、令和2年4月1日現在で魚沼市内においてサービスを実施している事業所です。

### 地域生活支援事業

地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて障害福祉サービス等と組み合わせて障害のある人を支援するために、市町村が主体的に提供する事業です。

サービス名	サービス内容	市内実施事業所
相談支援事業		
障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な支援を行います。3障害の相談支援体制を充実させ、相談事業所間の連携を図ります。また、自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化を図るとともに、社会資源の開発・改善等を推進します。	うおぬま相談支援センター
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、専門的な能力を有する職員を配置して相談支援機能の強化を図ります。	うおぬま相談支援センター
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。	魚沼市福祉支援課

サービス名	サービス内容	市内実施事業所
コミュニケーション支援事業		
手話通訳者設置事業	手話通訳者等を庁舎等に配置し、聴覚、音声言語機能障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等への行政手続の案内や相談等の仲介を行います。	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、音声言語機能障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、意思疎通の円滑化と社会生活上の利便を図ります。	魚沼市福祉支援課
日常生活用具給付等事業	重度障害者等の日常生活が円滑に行われるよう、必要な用具の購入費用の助成を行います。	魚沼市福祉支援課
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障害者等の身体介護を支援する用具や、訓練に用いる椅子などを給付します。	
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障害者等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具を給付します。	
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障害者等の在宅療養等を支援する用具を給付します。	
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭などの障害者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具を給付します。	
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障害者等の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害者等の居宅生活動作等を円滑にするために、小規模な住宅改修を伴う際の費用の一部を助成します。	

サービス名	サービス内容	市内実施事業所
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術等を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活及び社会生活を支援します。	魚沼市福祉支援課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出時の円滑な移動を支援し、自立生活及び社会参加を促進します。	障害児者生活支援センターかけはし 魚沼社協訪問介護事業所
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。通所する利用者や地域のニーズに応じた関係機関との連携、社会適応の支援、障害に対する普及啓発などを行い、地域福祉の拠点として整備します。	
基礎的事業	利用者に対して創作的活動や生産活動の機会の提供などの基礎的な支援事業を行います。	障害児者生活支援センターかけはし
機能強化事業	基礎的な事業の機能強化を図ります。	
	I型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。	障害児者生活支援センターかけはし (わかばハウス)
	II型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。	障害児者生活支援センターかけはし (ひだまり)
	III型：地域の障害者団体等が実施する、地域の障害者のための通所事業所の安定的運営を行います。	
任意事業		
訪問入浴サービス事業	重度身体障害者の生活を支援するため、訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	
更生訓練費給付事業	自立訓練事業等を利用している障害者の社会復帰の促進を図るため、必要な事務用品等購入費を支給します。	

サービス名	サービス内容	市内実施事業所
任意事業（つづき）		
日中一時支援事業	<p>日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし一時的な見守りを行います。知的障害児・者、身体障害児・者を対象に、宿泊を伴わない日中利用の事業を実施します。</p>	<p>魚沼学園 やいろの里</p>
生活サポート事業	<p>介護給付の支給決定を受けていない人で、日常生活に関する支援を行わなければ本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して居宅介護従事者等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。</p>	
社会参加支援事業	<p>障害者の社会参加促進のため、地域の要望に応じた各種支援を行います。</p> <p>（例） ○自動車運転免許取得・自動車改造費助成 ○スポーツ・レクリエーション教室の開催 ○文化芸術活動振興 ○点字・声の広報発行 ○点訳・朗読奉仕員の要請 等</p>	

※ 「地域生活支援事業」の各事業は、使えない場合もあります。詳しくは実施事業所または魚沼市福祉支援課にお問い合わせください。

※ 「地域生活支援事業」の「市内実施事業所」は、令和4年4月1日現在で魚沼市内において事業を実施している事業所です。

魚沼市障害福祉サービス事業所 実施事業一覧(令和4年4月1日現在)

サービスの種類 事業所名称	自立支援給付(介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付)																						地域生活支援事業			備考													
	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	療養介護	生活介護	短期入所	施設入所支援	重度包括	自立訓練			就労移行支援/就労定着支援	就労継続A型	就労継続B型	共同生活援助		一般相談		特定相談	障害児相談	障害児通所支援					障害児入所施設等		新潟県障害者地域生活支援センター	障害者相談支援(機能強化事業)			日中一時	移動支援					
										機能訓練	生活訓練	宿泊型				外部サービス利用型	地域移行	地域定着	児童発達支援センター以外)			児童発達支援(センター)	医療型児童発達支援センター	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援		障害児入所支援(福祉型)	障害児入所支援(医療型)		指定医療機関	I型	II型			III型				
																																				児童発達支援センター	児童発達支援(センター)	医療型児童発達支援センター	放課後等デイサービス
魚沼更生園							○	○	○																														
魚沼学園																																					○	障害児入所施設と共通定員	
六花園							○	○	○																														
そよかぜ																	○																						
おおぞら																	○																						
ふきのとう																	○																						
どんぐり																	○																						
あおば																	○																						
やまのて												○					○																						
GHまたたび																	○																						
堀之内工芸																																							
湯之谷工芸													○				○																						
ひろかみ工芸																																							
またたびの家																																							
わかあゆ社																																							
障害児者生活支援センターかけはし	○	○	○	○																																			
うおぬま相談支援センター																																							
やいろの里																			○	○	○	○							○										
なないろ							○									○																							
なないろ(特定相談支援事業)																																							
HAPPY																																							
よつば																																							
あおぞら																																							
株式会社 魚沼わさび苑														○																									
れんれん処																																							
ゆうゆう処																																							
魚沼社協訪問介護事業所	○																																						
魚沼社協訪問介護事業所 守門・入広瀬出張所	○																																						
湯之谷デイサービスセンター																																						基準該当事業所	
デイサービスセンターひまわり																																						基準該当事業所	
デイサービスセンター入広瀬																																						基準該当事業所	
美雪園デイサービスセンター																																						基準該当事業所	
デイサービスセンターうかじ園																																						基準該当事業所	
ケアステーション魚沼																																							
桜の園	○	○																																					
共生ふれんど魚沼																																							
まちトレ魚沼																																						基準該当事業所	